打ち水用品貸出通知書

　　年　　月　　日

　様

大阪市長

（ 担当：環境施策課 ）

□　　　　　年　　月　　日付けで貸出申込みのありました打ち水用品について、次のとおり条件（裏面の【注意事項】を含む。）を付して貸し出すことを通知します。

・使用目的：

・使用場所：

・使用期間：　　　　年　　月　　日 ～ 　　　　年　　月　　日

・貸出用品及びその数

□　　　　　年　　月　　日付けで貸出申込みのありました打ち水用品について、次の理由により貸出しを行うことができないことを通知します。

　　・貸出しを行うことができない理由

【注意事項】

1. 打ち水の目的にのみに使用すること。

2. 譲渡又は転貸しないこと。

3. 打ち水用品の貸出しを受ける市民団体等は、貸出日（上記「使用期間」の始期）当日の執務時間内に、環境局の窓口で打ち水用品を受領すること。受領に際し必要となる運搬等の費用は、貸出しを受ける市民団体等が負担すること。

4. 汚損・破損・紛失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・洗浄又は弁償が必要になった場合には、速やかに担当者に連絡のうえ、担当者の指示に従い、貸出しを受けた市民団体等の責任と費用負担により修繕等必要な措置を講ずること。

5. 使用にかかるけがや事故その他打ち水用品の貸出しに関して発生した損害について、本市は一切の責任を負わない。

6. 使用期間中であっても、本市から打ち水用品の返却を求められた場合又は貸出しが取り消された場合は、速やかに返却すること。